（治験推進室）

**第十七条**　（略）

2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

**第三款**　健康・生活衛生局

（指導調査室）

**第十九条**　（略）

2　指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関すること。

3・4　（略）

（地域保健企画官及び保健指導官）

**第二十条**　健康課に、地域保健企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

2　地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3　（略）

（肝炎対策推進室）

**第二十一条**　（略）

2　肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（削る）

**第二十二条**　（略）

（治験推進室）

**第十七条**　（略）

2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

**第三款**　健康局

（指導調査室）

**第十九条**　（略）

2　指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　健康局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関すること。

3・4　（略）

（健康対策企画官及び保健指導官）

**第二十条**　健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

2　健康対策企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3　（略）

（肝炎対策推進室）

**第二十一条**　（略）

2　肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局並びに結核感染症課及び難病対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（感染症情報管理官）

**第二十二条**　結核感染症課に、感染症情報管理官一人を置く。

2　感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症課の所掌事務に関する情報の管理に当たる。

**第二十三条**　（略）

（生活衛生対策企画官）

**第二十三条**　生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

**第二十三条の二**　水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2　水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二　水道の広域的な整備に関すること。

三　水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四　独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3　水道計画指導室に、室長を置く。

4　水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

（輸入食品安全対策室）

**第二十三条の三**　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一　飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

（新設）

（新設）

（新設）